



# 長野県報

7月12日(金)  
平成14年  
号外

## 目次

規 則	
長野県議会会議規則の一部を改正する規則.....	1

## 規 則

長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月12日

長野県議会議長 宮 沢 勇 一

### ○長野県議会規則第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第12章 補則  
第139条 （会議規則の疑義）」 を

「第12章 議員の派遣

第138条の2 （議員の派遣） に改める。

第13章 補則

第139条 （会議規則の疑義）」

第18条中「事故」を「公務、疾病、出産その他の事故」に改める。

第104条第1項中「及び氏名」を削り、「その名称及び代表者の氏名」を記載、押印し  
を「主たる事務所の所在地」を記載し、請願者（法人の場合は、名称を記載し、代表者）

が署名又は記名押印のうえ」に改める。

第105条第2項中「及び氏名」の次に「(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)」を加える。

第12章を第13章とし、第11章の次に次の一章を加える。

第12章 議員の派遣

(議員の派遣)

第138条の2 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の規定による議員の派遣の決定に当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 事 課

平成14年7月12日発行 長野県報号外(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)  
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



助け合う 心のゆとり持つ社会

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係  
〒380-8570 (県庁専用番号)  
長野市大字南長野字幅下692の2  
電話 026(235)7061



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています